

令和4年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨  
第四期入試 民法

**【出題趣旨】**

第1問（各小問4点×10問 合計40点）

民法判例百選（ⅠからⅢ）に掲載されている判例の判決文中（概要）の法律用語についての理解を問うものである。いずれも基本的な用語であり、日頃から教科書を読む際に百選を確認していれば答えられる。正解は以下のとおりである。

- (1) 夫婦 (2) 権利の濫用 (3) 権利能力のない社団 (4) 直接利益 (5) 占有改定  
(6) 加工 (7) 担保価値 (8) 債務不履行 (9) 正当事由 (10) 公平

第2問 基本的な制度・概念の理解を問うものである。

小問(1)について

債権者代位権は、責任財産保全の制度の一つである。本来であれば、債務者が第三債務者に対して有する債権を行使するか否かは自由である。しかし、債務者が無資力の場合には債務者が第三債務者に対して有する債権を債権者が行使することができ、この行使の結果自らの債権回収ができることを改正法との関係で理解しているかを問うものである。

小問(2)について

遺言者が遺言書で、相続人に「相続させる。」と記載した場合に、その趣旨は遺贈か、遺産分割の方法の指定と解するかについて問うものである。最高裁は、遺産分割方法の指定と理解しているが、それはどういう理由かについての理解が重要である。

第3問

小問(1)は、親権者と子との間の利益相反行為の判断基準と権利者が権限濫用をした場合の効力を問うものである。

小問(2)は、無権代理人が本人の地位を相続した場合に生じる各種問題についての理解を問うものである。

**【採点基準】**

配点 120点満点

第1問 各4点の問題が10題で、合計40点満点

第2問 小問(1)と小問(2)が各20点で、合計40点

第3問 小問(1)が10点、小問(2)が30点で、合計40点

第1問（各小問4点×10問 合計40点）

正解とされる用語が答えられていれば各4点。なお、正解以外の解答でも、( )にあて

はめることが可能・適切であれば、部分点を与えることはあり得る。

第2問（各小問20点×2問 合計40点）

小問（1）は、債権者代位権の制度趣旨とその権利行使要件及び効果について改正法を踏まえて検討できていれば8割以上の評価とする。記載が十分でない場合には、記載の程度に応じて採点する。

小問（2）は、最高裁がどうして、相続分の指定と理解したかについて、相続と遺言の制度趣旨から解説されていれば、8割以上の評価とする。

第3問（小問(1)は10点、小問(3)は30点で合計40点）

小問（1）、親権者と子との間の利害相反行為の判断基準が客観的基準とされる理由を理解していること、また権限濫用が無権代理となることが記載されていれば、8割以上の評価とする。

小問（2）は、無権代理人が本人の地位を相続した場合に、地位が併存する理由が記載されているか、買主が無権代理人に対してその相続分に応じた履行請求をした場合にどのような法的関係にたつか、そして他の相続人が履行に応じた場合に無権代理人は履行拒絶できるかについて記載されていれば8割以上の評価とする。

以 上